

よくある質問

- 1 全般に関する質問
- 2 端末の設定・操作に関する質問
- 3 利用者登録に関する質問
- 4 入札情報サービスに関する質問
- 5 入札書・見積書提出に関する質問
- 6 ICカードに関する質問
- 7 質問機能について
- 8 その他

1 全般に関する質問

Q 電子調達とは何か？

A これまで紙で郵送・持参により提出いただいていた見積書や入札書を、インターネットを使って提出いただける仕組みのことです。また、発注にあたっての仕様書等も、インターネットで確認いただけます。

Q 県の電子調達を利用したいが、まず何をすれば良いのか？

学校から「県に名簿の申請をして欲しい」と言われたがどうすれば良いのか。

A 県では、平成24年1月から本庁の入札案件に電子調達システムを導入し、4月からは出先機関を含め、5万円以上の物品の調達や業務委託等について電子調達を導入しています。

このシステムを利用することによって事業者は人件費や交通費を削減することができます。

システムでは「物品調達等競争入札参加有資格名簿」のデータを使用しますので、まず、県の「物品調達等競争入札参加者資格」の申請を行う必要があります。

県では5万円以上の案件は、原則として有資格者名簿登載者からの調達としておりますので、この申請をしていないと、県と取引ができなくなってしまいます。

申請方法は、茨城県ホームページ > 茨城を知る > 入札・調達 > 入札手続き関連（物品・役務） > 入札参加資格申請（物品・役務）のページにまとめてありますので、そちらをご覧ください。

なお、名簿登録が完了すると、県から「ID・パスワード」を送付します。この「ID・パスワード」があれば、比較的少額の「随意契約」に御参加いただけます。比較的高額の「競争入札」に御参加いただくためには、「民間認証局」という会社が発行する「ICカード」と「カードリーダー」が必要になります。

なお、民間認証局の連絡先等は、茨城県ホームページ > 茨城を知る > 入札・調達 > 電子調達システム（物品・役務） > 初めて電子調達システムをご利用になる方へのページに掲載してあります。

Q 電子メールにて「見積依頼通知書到着のお知らせ」というのが来たが、どうすればよいのか。

A まず、電子調達システムにログインして「見積依頼通知書」を確認してください。

見積依頼通知書には、見積書受付締切日時や案件パスワード等が記載されています。

案件パスワードに記載がある場合は、次に入札情報サービスにログインし、「指名入札案件情報検索」から「案件番号」及び「案件パスワード」を入力して発注の仕様書等を確認します。

発注の仕様書はFAX等で連絡される場合もあります。その場合は案件パスワードの記載はありません。

Q メールはどのようなときに送信されるのか。また、送信先はどこになるのか。

A 見積依頼通知書や見積書・入札書受付票の発行や、利用者登録の完了に伴い、お知らせするメールが送信されます。メールは代表窓口情報のメールアドレスあて発行され、送信元アドレスのドメイン

名については「@cals-ibaraki.lg.jp」となります。

Q 電子調達システムのIDとパスワードを忘れてしまったが再発行は可能か。

A 県庁会計管理課に連絡いただければ再発行いたします。なお、その場合は本社あて郵送とさせていただきます。また、パスワードを変更してある場合、変更後のパスワードは会計管理課でもわかりませんので、連絡をいただければパスワードを初期化します。

Q 電子調達システムのパスワードを変更したが、うまくログインできない。

A 県庁会計管理課に連絡いただければパスワードを初期化します。

2 端末の設定・操作に関する質問

Q 「電子調達システム」ボタンを押した後、又は「入札情報サービス」ボタンを押した後に、ウィンドウが表示された直後に閉じてしまう。又は、何も変わらない。

A ポップアップブロックされている可能性があります。ブロックしている要因としては、Internet Explorer の機能によるものや、一部のツールバーおよびセキュリティソフトによるものが考えられます。

初めに Internet Explorer の設定を確認します。確認の方法は「初めて電子調達システムをご利用になる方へ」の「ポップアップブロックの解除等」をご覧ください。

次に、一部のツールバーやセキュリティソフトはポップアップブロック機能を持っていますので確認します。以下のツールバーを無効又はアンインストールするか、以下の URL をポップアップブロックしないように設定するかの変更を行ってください。

(無効にするツールバー)

- ・ Yahoo! ツールバー
- ・ Google ツールバー
- ・ BIGLOBE ツールバー
- ・ goo スティック
- ・ Windows Live ツールバー
- ・ JWord プラグイン

特にこの2つが障害となっている場合が多い

(ポップアップブロックしないように設定する URL)

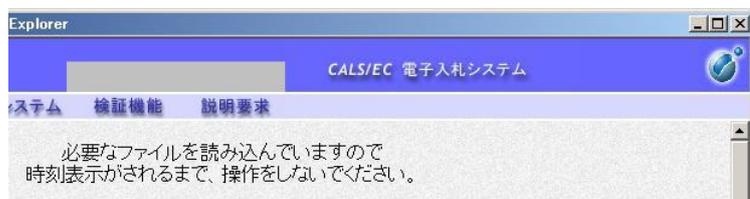
- ・ https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp
- ・ http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp

メニューバーの「表示」をクリックし、「ツールバー」の中の無効にしたいものをクリックする。

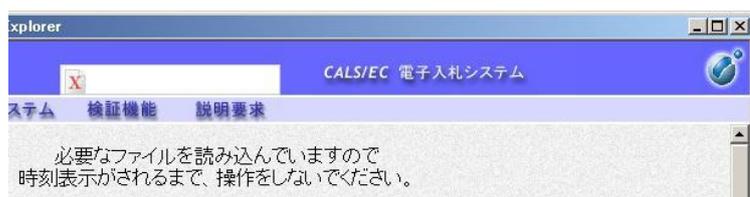
「無効にする」をクリックする。

- Q ログインしようと思って、電子入札システムのタブをクリックしても何も変わらない。
なお、画面上部に時計が表示されない。

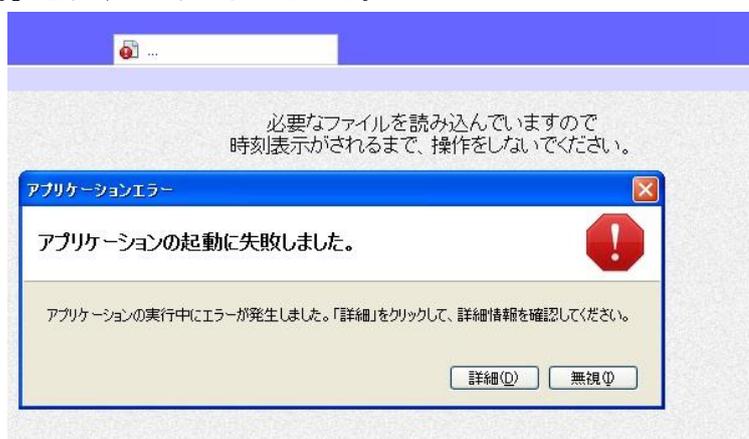
[画面例1] 灰色の四角い枠が表示される。



[画面例2] 白色の四角い枠と赤い×印が表示される。



[画面例3] 白色の四角い枠と「！」マークが表示され、「アプリケーションの起動に失敗しました。」とウィンドウが表示される。



- A 上記の表示のときは Java. policy ファイルの設定が正しく行われていない可能性があります。もう一度設定内容を確認し、パソコンを再起動してから再度ログインしてください。
Java. policy ファイルの設定方法については「初めて電子調達システムをご利用になる方へ」のページをご覧ください。

- Q 電子入札システムのタブをクリックし、ユーザID/パスワード/登録番号を入力してログインしようとしたがエラーが出てログインできない。なお、画面上部に時計は表示されている。

[画面例]



- A これも前問と同様で Java. policy ファイルの設定が正しく行われていない可能性があります。もう一度設定内容を確認し、インターネット・エクスプローラーを再起動してから再度ログインしてください。
また、ポップアップブロックによりエラーとなっている可能性もあります。

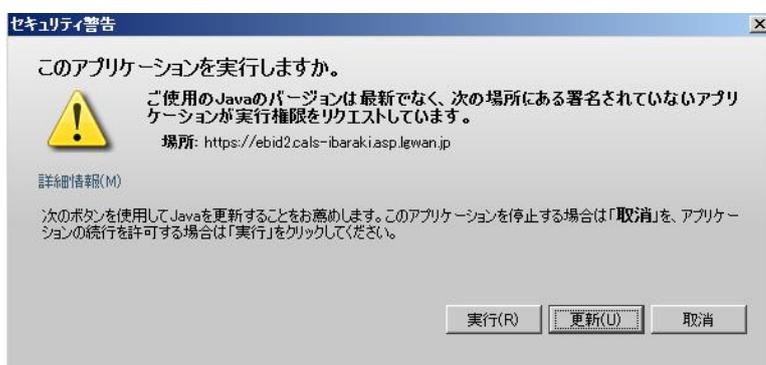
前述の「電子調達システム」ボタンを押した後、又は「入札情報サービス」ボタンを押した後に、ウィンドウが表示された直後に閉じてしまう。又は、何も変わらない。の回答を参照願います

- Q ログインしようと思って、電子入札システムのタブをクリックしても何も変わらない。なお、画面上部の時計が表示される場所に英語が表示される。

[画面例]



- A java がインストールされていない、又は、Java Plug-in が有効になっていません。端末の設定をしていない場合は「初めてご利用の方へ」のページを参照して、設定願います。また、システム起動時に下記のメッセージが表示された場合は「実行」をクリックして下さい。



- Q 「APPLET-CRIT I CAL-XXXXXXXX-03001 デバイスが使用できません。」(XXXXXXXX は任意の数字) と表示される。

[画面例]



- A ICカードリーダーが正しく認識されていません。ICカードリーダーのケーブルを抜き差しし、その後パソコンを再起動してください。再度、同じエラーが出た場合は、認証局にお問い合わせください。

- Q 「APPLET-CRITICAL-XXXXXXXX-03002 ログインに失敗しました。」(XXXXXXXX は任意の数字) と表示される。

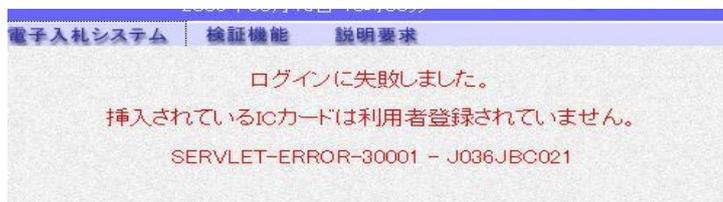
[画面例]



A PIN番号の入力誤り、又は、ICカードリーダーにICカードが入っていない場合があります。
ICカードを正しく奥まで挿入してください。また、ICカードの金色のICチップ部分が汚れていて認識できない可能性もあります。柔らかい布等でICチップ部分を拭いてください。

Q 「ログインに失敗しました。挿入されているICカードは利用者登録されていません。」と表示される。

[画面例]



A ICカードの利用者登録がされていません。利用者登録を行ってください。
利用者登録の方法は、「操作マニュアル」ページの「操作手順（ICカードの利用者登録）」を参照してください。

Q PIN番号入力ダイアログにPIN番号を入力したあと、「処理の受付が終了しませんでした。再度、同じ処理を実行してください。ICカードの有効期間が過ぎています。有効なICカードであるか確認してください。」と表示される。

A ICカードの有効期限が切れている場合に表示されます。有効期限を確認してください。

Q 当社はマックパソコンを導入しているが、電子調達を利用可能か。また、インターネット・エクスプローラー以外のブラウザソフトは使用できないのか。

A 電子調達システムはWindowsパソコンしか対応しておりません。また、ブラウザソフトはインターネット・エクスプローラーのみです。

Q 「初めてご利用の方へ」の「随意契約のみに参加する場合」のjava.policyファイルの設定を行っているが、「java.policyファイルが見つかりません。処理を中断します」と表示されてしまう。

A javaがインストールされていないか、又は、ダウンロードしたJavaポリシー設定ツールが、パソコンのOSと違う場合に表示されます。

まずコントロールパネルからjavaが正しくインストールされているかを確認し、次にパソコンのOSのバージョンを確認し、正しいJavaポリシー設定ツールを使用ください。

Q ログイン時の、PIN番号入力時の担当者とは、代表者か？

A ログイン時の担当者名は入力しなくてもOKです。

入力する場合は、操作者の氏名を入力ください。

Q パソコンのOSで64bitパソコンは使えるか。

A 利用可能です。

Q 自宅のパソコンからの利用は可能なのか？自宅のメルアドは使えるか。

A 可能です。

3 利用者登録に関する質問

Q 利用者登録メニューで「登録」ボタンをクリックしたあと、何も表示されず先に進めない。

A 再度ログインしなおし、「利用者登録処理」ボタンを押す前に時計が画面上部に表示されるか確認

してください。

時計が表示されましたら、「利用者登録処理」ボタンを押してください。時計が表示されない場合については、前述の質問を参考に対応してください。

Q 現在使用しているICカードの有効期限が切れたので、新しいICカードを購入したが「ICカード更新」で更新できますか。

A 「ICカード更新」で更新が行えるのは、以前のICカードの有効期限が切れていない場合のみとなります。有効期限が切れている場合は、「登録」ボタンを押して新規登録の処理を行うこととなります。

Q 「変更」ボタンを押して利用者情報の変更を行っているが、企業情報の企業名、代表者名、企業住所等が変更できない。

A 企業情報の一部のデータについては、入札参加資格の内容を変更しないと変わりません。会計管理課に提出している「物品調達等競争入札参加者資格」の変更申請を行ってください。

Q 資格審査情報検索において、自社の情報を入力し検索すると「資格審査情報に登録されている商号又は名称を入力して下さい。」というメッセージが表示され、先に進まない。

A 資格審査情報を検索する場合、登録番号は10桁の数字を入力します。
また、商号又は名称は自社の名称を入力しますが、株式会社は(株)、有限会社は(有)と省略して入力ください。なお()については全角のカッコを使用してください。

Q 利用者情報の変更を行い、システムから「利用者変更のお知らせ」というメールが来たが、メールに記載されていた企業IDが、自社の登録番号と若干異なる。これはどういうことか？

A 企業IDとは、システム内での管理番号で、登録順に付番されます。
県が管理している登録番号とは必ずしも一致しませんので、ご了解願います。

Q 電子認証登記所(商業登記に基づく電子認証制度)が発行している電子証明書及びICカードは使用できるか？

A 電子認証登記所が発行している電子証明書は、電子調達には使用できません。
また、同所が発行しているICカードも、使用できる自治体が限られており、茨城県の電子調達では使用できません。

Q 利用開始にあたって、提出する書類はあるか？

A ありません。建設工事の電子入札システムと異なり、利用者登録後、すぐにご利用いただけます。

Q お知らせメール用のアドレスの変更は、可能ですか。

A 見積依頼通知発行などのお知らせメールは、利用者情報の代表窓口情報欄に記載されているメールアドレスに発行されます。アドレスの変更については、ICカードの場合は利用者登録の変更を、ID/パスワードの場合は利用者登録処理の変更で修正可能です。

Q ICカードの利用者登録を完了したが、完了画面に表示された「企業ID」と、既に会計事務局から付与されている「登録番号」が違っている。作業を間違ってしまったのか？

(例：登録番号が1234番の会社→企業IDが「000010000001233」で登録された。)

A 登録作業を間違ったわけではありません。「企業ID」は県がシステムに入力したものですが、その際に一部番号が名簿登録番号より繰り上がってしまいました。

電子調達の手続を行う際に実際必要になるのは、名簿の登録番号に基づく「業者ID」ですので、そちらを御利用ください。

4 入札情報サービスに関する質問

Q 発注情報において「随意契約方式」や「指名競争入札」の添付ファイルが見られない。

A 「随意契約方式」や「指名競争入札」の場合、添付ファイルを見ることができるのは、指名を受けた事業者のみです。

Q 発注者から「見積依頼通知書到着のお知らせ」というメールが来て、仕様書を確認するために入札情報サービスを開いたが、添付ファイルを見ることができない。

A 指名を受けた場合は、入札情報サービスの「指名競争入札案件情報検索」という機能を使います。これを開くと案件番号やパスワードを入力する画面が表示されますので、入力して「ログイン」をクリックします。

なお、案件番号やパスワードについては、電子調達システムの「見積依頼通知書」に記載されていますので、先ずそちらを確認します。

Q 発注図書をダウンロードしましたが、拡張子が「jtd」や「sfc」や「p21」のファイルを開くことができません。

A 拡張子によって、そのファイルが作られたソフトがわかります。パソコンにそのソフトがインストールされていないとファイルを開くことはできません。

拡張子とソフトの関係は下記を参考に願います。

doc	Microsoft Word ファイル (2003バージョンまで)
docx	Microsoft Word ファイル (2007バージョン以降)
jpg	JPEG ファイル。画像ファイルとして広く利用されている
jpeg	JPEG ファイル。画像ファイルとして広く利用されている
jtd	ジャストシステム社の一太郎ファイル ほかにも jbw や jaw も有り
lzh	圧縮ファイル。開くためには専用のソフトが必要
mdb	Microsoft Access ファイル
pdf	アドビシステムズ社の PDF ファイル。
xls	Microsoft Excel ファイル (2003バージョンまで)
xlsx	Microsoft Excel ファイル (2007バージョン以降)
xml	XML ファイル
zip	圧縮ファイル Windows の標準なので専用ソフト等は不要
sfc	CAD のファイルで、SXF 形式と呼ばれるもの。SXF 形式に対応している CAD ソフトで開くことが可能。
p21	

Q 発注情報において「随意契約方式」という案件が公開されており、この見積り合せに参加したいが可能か。

A 「随意契約方式」の場合、全て指名ですので、自由な参加はできません。

Q 入札情報サービスの画面を印刷したい。

A Internet Explorer をご使用の場合は、画面上で右クリックして「印刷」を選択するか、[Ctrl] キーを押しながら[P]を押すと印刷できます。

5 入札書提出に関する質問

Q 入札書を提出する画面のくじ番号とはなんですか？

A 電子調達システムでは、予定価格内で最低価格の応札者が複数いた場合、電子くじにより落札候補者を決定します。

Q くじ番号欄には何を入れればよいのですか？

A くじ番号欄には、任意の3桁の数字を入力してください。(例：000 999 123)

Q 入札書／見積書提出時に内訳書を添付しようとしたが「APPLET-ERROR-01101602-10020 指定された添付資料が見つかりません」というメッセージが表示され、提出ができない。

A 原因が4つ考えられます。

①ファイルが自分のパソコンに無い

ファイルサーバ等を使用している場合、そのファイルは指定できません。

②添付ファイルを指定した後、「添付資料追加」のボタンを押していない。

③信頼済みサイトの設定が不十分

Internet Explorer の設定については、「初めて電子調達システムをご利用になる方へ」の「ポップアップブロックの解除等」を参照ください。

④java のバージョンが使えないバージョンである。

電子調達では、java はバージョン6アップデート17を使います。それ以外のバージョンでもログインは可能ですが、今回のように添付ファイルの添付が出来なくなるなどの不具合が出ます。もし、違うバージョンでしたら、java をアンインストールし、指定の java をインストールしてください。ID/パスワードでご利用の場合は java.policy ファイルの設定も必要です。

(H28, 10, 1 現在、java はバージョン8まで利用可能です。ICカードをご使用の場合は指定のバージョンがありますので認証局に確認願います。)

Q 入札書／見積書提出時に内訳書を添付し、「提出内容確認」ボタンをクリックし、次画面にて「提出」ボタンをクリックしたところ「実行エラー」となり、提出ができない。

A 添付ファイルの容量が大きいためと思われます。システムで添付できるファイルの容量は3MBまでですので、ファイルを3MB以下とするか、添付を目録ファイルのみとし、原本を郵送又は持参により発注者に提出してください。

Q 一般競争入札の証明書提出(参加資格確認申請)において、添付が漏れた資料があるがどうすれば？

A システムでは追加の送付はできません。発注所属に確認のうえ郵送等をおこなってください。

Q 一般競争入札の参加資格確認申請において、ファイルを添付しようとする「APPLET-ERROR-01101602-10020 指定された添付資料が見つかりません」というメッセージが表示され、提出ができない。

A 前述の入札書／見積書提出時に内訳書を添付の回答を参照ください。

Q 添付ファイルが10MBになってしまう、その場合どうしたら良いか？

A システムで添付できるのは3MBまでです。それを超える場合はシステムでは目録ファイルを添付し、原本は郵送又は持参にて提出ください。

(目録ファイル：提出物の内訳を記したファイル。特に様式は定めておりません。)

Q 一般競争の入札参加資格確認申請の提出について、添付ファイルの漏れや、電子ファイルの質が悪く読み取りができなかった場合など、どのような対応となるか。

また、一旦提出した電子ファイルを、再ダウンロードして確認することは可能か。

A 画像の質が悪く、読み取りができない場合でもそれによる失格はありません。急ぎ再提出の指示があるはずですが、また、資料の抜けについては、現行と同様の対応となります。

一旦提出した電子ファイルを、再ダウンロードして確認することはできません。

ただ、通常は添付したファイルはパソコン上に残っていますので、それを保存しておき、確認するように願います。

Q 電子調達システムにログインし、見積りを提出しようとしたが、目的の案件が出てこない。どうすれば良いか？

A 検索条件を細かく設定すると、検索にヒットしないことがあります。

部局を選択し、検索ボタンを押すだけで表示されると思います。

また、ICカードを利用している場合、最初の入り口で「物品・役務」を選択すると、見積り案件は表示されません。「少額物品」を選択してログインしてください。

6 ICカードに関する質問

Q 会計管理課からID/パスワードをもらったが、それで入札に参加できないのか。

A 一般競争及び指名競争入札に参加する場合はICカードが必要となります。

Q 現在、土木部の電子入札に参加しているが、そのカードは使えるのか。また、他県の電子調達に参加しているが、ICカードは共用できるか。

A カードは共用できます。また、パソコンも同じものが使えますが、追加設定が必要です

追加設定の方法については「初めて電子調達システムをご利用になる方へ」を参照願います。

Q ICカードやカードリーダーにはいくらぐらいかかるのか？

A ICカードは、1年あたり約1万5千円かかり、有効期限が切れると更新が必要です。詳しい金額は、民間認証局に御確認ください。

カードリーダーは、1台あたり約5千円～1万円程度かかりますが、1度購入すれば壊れるまで使用可能です。

Q ICカードが届いたが、これで電子調達に参加できるのか？

A ICカードが届いたら、「電子調達システムへの利用者登録」を行っていただく必要があります。

作業手順は、「初めて電子調達システムをご利用になる方へ」と、「操作マニュアル」に掲載されていますので御確認ください。

Q ICカードは今すぐ必要か？カードやパソコンが間に合わない場合、入札に参加できないのか？

A 当面の間は、紙入札・紙見積りによる参加が可能です。その場合、案件ごとに「紙入札（見積）承諾願い」を提出していただくことになります。

Q ICカードの名義人は、受任者名（支店長、営業所長）でも良いか？

A 良いです。代表者又は委任状を提出している受任者なら問題ありません。

また、受任者以外でも「委任状（電子調達用）」を提出すれば利用可能です。

Q 随意契約のログインにICカードは使えないのか。

A 使えます。

Q ICカードの有効期限が、入札書提出時は残っているが、開札日時点では期限が切れてしまう。

この場合、電子調達に参加することは可能か。

- A 開札時点で期限が切れてしまう場合、発注者側で開札の作業が出来なくなってしまいます。このため、新しいICカードを使用するか、又は紙入札による参加をお願いします。なお、紙による参加の場合は「紙入札（見積）承諾願」の提出が必要となります。

Q 稼働以前の入札結果については公表するのか。

- A 導入以後の情報のみ公開します。システム導入以前の情報については、各発注機関に問合せ下さい。

7 質問機能について

Q システムによる質問のやり方がわかりません。

- A 県では一般競争入札の場合のみ質問を受け付けております。具体的な手順については「操作マニュアル」のページの「質問手順」をご覧ください。

8 その他

Q 電子入札の画面の中で、「◎工事・業務」は青文字で表示されていてクリックできるが、「◎物品・役務」と「◎少額物品」が黒文字で表示されていてクリックできない。どうすれば良いか？

- A お客様がご覧になっているのは、「土木部の電子入札」の画面と思われます。土木部の電子入札の入り口から、物品・役務の電子調達に直接アクセスすることは出来ません。

お手数ですが、茨城県ホームページ > 茨城を知る > 入札・調達 > 電子調達システム（物品・役務） > 電子調達システム・入札情報サービス（システムの入口）から、「電子調達」ボタンからアクセスしてください。

Q 1回目の入札で落札者が出なかった場合の、2回目の入札は、いつ行うのか？

- A 標準スケジュールでは、第1回の開札日の翌々日が第2回目の開札日となりますが、通常は発注機関から連絡があり、協議して決めることとなります。

Q 利用時間の終了時間の延長はあるのか？

- A 時間延長はしない考えです。